

水質検査結果書

発行番号 D2430001

発行日 2024年 4月 30日

長与町長 吉田 慎一

様



〒851-2211 長崎市京道2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 堂崎公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.44 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 4月 19日	受付年月日	2024年4月19日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	-	検出されない	検出されないこと	別表第2	-
3 塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1
4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	3 以下	別表第30	0.3
5 pH値	pH	7.6(20.6℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	-
6 味	-	異常なし	異常でないこと	別表第33	-
7 臭気	-	異常なし	異常でないこと	別表第34	-
8 色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9 濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
		以下余白			

判定 上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15 厚労令101号) の水質基準に適合。

備考

1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2430002

発行日 2024年 4月 30日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京江2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 たるつ公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.55 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 4月 19日	受付年月日	2024年4月19日

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	-	検出されない	検出されないこと	別表第2	-
3	塩化物イオン	mg/L	12	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.4(20.6℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	-
6	味	-	異常なし	異常でないこと	別表第33	-
7	臭気	-	異常なし	異常でないこと	別表第34	-
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定 上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15 厚労令101号) の水質基準に適合。

備考

1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による

水質検査結果書

発行番号 D2430009

発行日 2024年 4月 30日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市第72丁1番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池水系 道ノ尾ポンプ室		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.51 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2024年 4月 19日	受付年月日	2024年4月19日

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	-	検出されない	検出されないこと	別表第2	-
3	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	pH	7.8(20.9℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	-
6	味	-	異常なし	異常でないこと	別表第33	-
7	臭気	-	異常なし	異常でないこと	別表第34	-
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定 上記検査結果は、「水質基準に関する省令」(H.15 厚労令101号)の水質基準に適合。

備考

1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による